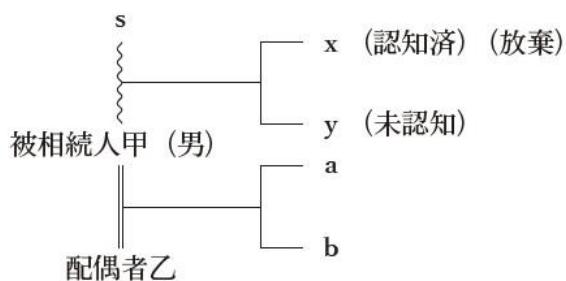


試験問題 (解答時間 50 分) (100 点)

VI. 相続税法

問1

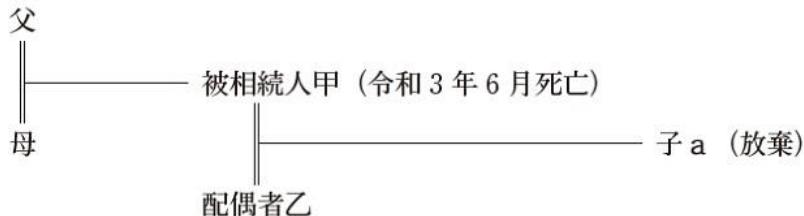
次の設例により、被相続人甲の相続税の総額を計算する上での法定相続人、法定相続人の数とその相続分を求め、 A ~ D に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計8点)



法定相続人	法定相続人の数	その相続分
乙 <input type="checkbox"/> A	乙 <input type="checkbox"/> B	$\frac{1}{2}$
		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$
<input type="checkbox"/> C 人		1

問2

被相続人甲の相続人等は次のとおりである。次の生命保険契約に基づいて、相続又は遺贈により取得したものとみなされる生命保険金及び非課税金額を求め、 A ~ J に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計20点)



保険金受取人	保険料負担者	保険契約者	被保険者	保険金額
配偶者乙	被相続人甲全額	被相続人甲	被相続人甲	40,000千円 (注1)
子 a	被相続人甲全額	配偶者乙	被相続人甲	25,000千円 (注2)
父	被相続人甲 1,000千円	被相続人甲	被相続人甲	30,000千円
母	配偶者乙 500千円	配偶者乙	被相続人甲	21,500千円

(注1) このうち、被相続人甲が契約者貸付金として借入っていた2,500千円がある。

(注2) このうち、配偶者乙が契約者貸付金として借入っていた1,000千円がある。

〈生命保険金等〉

配偶者乙	$(40,000\text{千円} - \boxed{A}\text{千円}) + \boxed{\quad}\text{千円} = \boxed{B}\text{千円}$
子 a	$25,000\text{千円} - \boxed{\quad}\text{千円} = \boxed{C}\text{千円}$
父	$30,000\text{千円} \times \frac{\boxed{\quad}\text{千円}}{\boxed{\quad}\text{千円} + \boxed{\quad}\text{千円}} = \boxed{D}\text{千円}$
母	$\boxed{\quad}\text{千円}$

〈生命保険金等の非課税金額〉

(1) 非課税限度額	$\boxed{F}\text{千円} \times \boxed{G}\text{ (法定相続人の数)} = \boxed{\quad}\text{千円}$
	$< \boxed{\quad}\text{千円} + \boxed{\quad}\text{千円} + \boxed{\quad}\text{千円} = \boxed{\quad}\text{千円}$
(2) 各相続人の非課税金額	
配偶者乙	$\boxed{\quad}\text{千円} = \boxed{H}\text{円}$
父	$\boxed{\quad}\text{千円} = \boxed{I}\text{円}$
母	$\boxed{\quad}\text{千円} = \boxed{J}\text{円}$
子 a	相続人でないため適用なし。

問3

次の設例に基づいて小規模宅地等の減額金額を求め、A ~ G に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、減額金額の計算に当たっては、減額金額の合計が最も大きくなるように選択、計算するものとする。また、事業及び貸付事業については相続開始前3年超の期間にわたって継続しているものとする。(計16点)

a 宅地 165m² 43,560千円

このa宅地は相続開始の直前において被相続人甲の居住の用に供されていたものであり、配偶者乙が取得した。

b 宅地 180m² 59,940千円

このb宅地は相続開始の直前において賃貸借契約により第三者に貸し付けられていたものであり、この宅地を取得した子丁は、相続税の申告期限までこの宅地を所有し、引き続き貸付事業の用に供している。

(1) 有利判定

$$\text{a 宅地 } \frac{43,560 \text{千円}}{165 \text{m}^2} \times \boxed{\quad} \% \times \boxed{A} \text{m}^2 = \boxed{\quad} \text{千円}$$

$$\text{b 宅地 } \frac{59,940 \text{千円}}{180 \text{m}^2} \times \boxed{\quad} \% \times \boxed{B} \text{m}^2 = \boxed{\quad} \text{千円}$$

(2) 減額金額

$$\text{a 宅地 } 43,560 \text{千円} \times \frac{\boxed{C}}{165 \text{m}^2} \times \left(1 - \frac{\boxed{\quad}}{100}\right) = \boxed{D} \text{ 千円}$$

$$\text{b 宅地 } 59,940 \text{千円} \times \frac{\boxed{E}}{180 \text{m}^2} \times \left(1 - \frac{\boxed{\quad}}{100}\right) = \boxed{F} \text{ 千円}$$

$$(\text{注}) \quad \boxed{\quad} \text{m}^2 \times \frac{200}{\boxed{\quad}} + \boxed{\quad} \text{m}^2 \leq \boxed{G} \text{ m}^2$$

問4

次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を選択しなさい。(計9点)

- (1) 物納に充てることができる財産は、国債及び地方債、不動産及び船舶、社債及び株式並びに証券投資信託又は貸付信託の受益証券だけである。
- (2) 物納は如何なる場合でもその撤回をすることができない。
- (3) 物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産であるが、相続時精算課税の規定の適用を受ける財産は物納に充てることはできない。

問5

次の設例により、令和元年（平成31年）分の贈与税額及び被相続人甲にかかる生前贈与加算額並びに贈与税額控除額を求め、 A ~ E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計11点)

子aは被相続人甲（令和3年5月30日死亡）より、平成31年3月10日に住宅購入資金21,000千円の贈与を受け、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（非課税限度額12,000千円）の適用を受けている（同月中に契約を締結し、当該住宅購入資金を充てて取得した家屋は、「省エネ等住宅」に該当する。）。また、子aは同年に祖父から動産2,500千円の贈与を受けている。

なお、子aは被相続人甲から相続により財産を取得している。

また、子aは被相続人甲及び祖父からの贈与について、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例を受けるものとする。

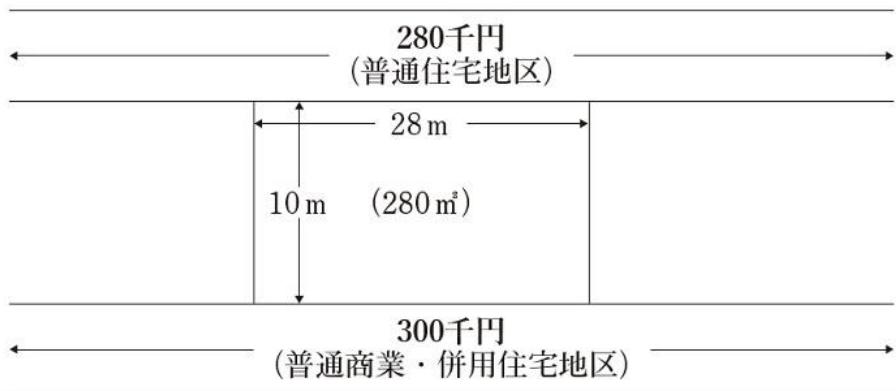
贈与税の速算表は、画面左下の参考資料で確認すること。

(1) 令和元年（平成31年）分の贈与税額
$(21,000\text{千円} - \text{(注)} \quad \text{A} \quad \text{千円} + \quad \text{千円} - 1,100\text{千円}) \times \quad \text{B} \quad \% - \quad \text{千円} = \quad \text{C} \quad \text{千円}$ (注) <input type="checkbox"/> 千円 \geq <input type="checkbox"/> 千円 \therefore <input type="checkbox"/> 千円
(2) 生前贈与加算額
$21,000\text{千円} - \quad \text{千円} = \quad \text{D} \quad \text{千円}$
(3) 贈与税額控除額
$\quad \text{千円} \times \frac{21,000\text{千円} - \quad \text{千円}}{21,000\text{千円} - \quad \text{千円} + \quad \text{千円}} = \quad \text{E} \quad \text{円}$

問 6

次の宅地の評価額を計算過程を示して求め、 A ~ E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 11 点)

なお、奥行価格補正率表及び二方路線影響加算率表は、画面左下の参考資料で確認すること。



$$\boxed{\quad} \text{千円} \times \boxed{A} = \boxed{\quad} \text{千円} < \boxed{\quad} \text{千円} \times \boxed{B} = \boxed{\quad} \text{千円}$$

$$(1) \boxed{\quad} \text{千円} \times \boxed{\quad} = \boxed{\quad} \text{円}$$

$$(2) \boxed{\quad} \text{千円} \times \boxed{C} \times 0.05 = \boxed{D} \text{円}$$

$$(3) \{(1)+(2)\} \times 280 \text{m}^2 = \boxed{E} \text{円}$$

問 7

次の財産の価額を計算過程を示して求め、 A ~ B に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 6 点)

<ガソリンスタンド>

① 課税時期においてその構築物を新たに建築

又は設備するために要する費用の額の合計額 18,000千円

② 定額法による償却費の額等 3,000千円

③ 定率法による償却費の額等 5,000千円

ガソリンスタンド

$$(18,000 \text{千円} - \boxed{A} \text{千円}) \times \frac{\boxed{\quad}}{100} = \boxed{B} \text{千円}$$

問8

次の〈資料〉に基づき、子bの取引相場のない株式の1株当たりの評価額を求め、A
～Hに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計19点)

〈資料〉

- (1) 取引相場のない株式の評価上の区分は「小会社」である。
(2) 子bとその同族関係者の議決権割合は35%であり、この株式は原則的評価方式により評価するものである。
(3) 課税時期における発行済株式総数 50,000株
(4) 類似業種比準価額 1,750円
(5) 課税時期の資産及び負債の金額

	(帳簿価額)	(相続税評価額)
資産	67,800,000円	202,800,000円
負債	47,850,000円	47,850,000円

なお、評価差額に対する法人税額等相当額を計算する場合の率は、37%とする。

(1) 純資産価額

① $(\boxed{A} \text{千円} - \boxed{B} \text{千円}) - (\boxed{C} \text{千円} - \boxed{} \text{千円}) = \boxed{} \text{千円}$

② ① $\times \boxed{} \% = \boxed{D} \text{千円}$

③ $\boxed{} \text{千円} - \boxed{} \text{千円} - ② = \boxed{} \text{千円}$

④ $\frac{\text{③}}{50,000 \text{株}} = \boxed{E} \text{円}$

⑤ ④ $\times \frac{\text{(注) } \boxed{}}{100} = \boxed{F} \text{円}$ (注) $\boxed{} \% \leq 50\%$ $\therefore \frac{\boxed{}}{100}$ 適用あり

(2) $(\boxed{} \text{円} \times \boxed{G}) + \boxed{} \text{円} \times (1 - \boxed{}) = \boxed{H} \text{円}$

(3) (1) < (2) $\therefore \boxed{} \text{円}$

<参考資料>

●贈与税の速算表

(1) 一般

課税価格	税率(%)	控除額	課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 特例

課税価格	税率(%)	控除額	課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

奥行価格補正率表等

奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区	
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85	
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90	
6〃 8〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93	
8〃 10〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95	
10〃 12〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96	
12〃 14〃	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97	
14〃 16〃	0.92	1.00				0.98	0.98	

二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区	0.02